



2024年1月10日

各 位

会社名 株式会社コナカ  
代表者 取締役社長CEO 湖中謙介  
(コード番号: 7494 東証スタンダード)  
問合せ先 専務執行役員 CFO 奥村真  
(TEL 045-825-7700)  
<https://www.konaka.co.jp>

## 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日（以下「本割当決議日」といいます。）開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2024年2月9日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 110,422 株
(3) 処 分 価額	1株につき 412 円
(4) 処 分 総額	45,493,864 円
(5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数	当社の取締役（社外取締役を除く。） 4名 24,270株 当社の取締役を兼務しない執行役員 8名 38,832株 当社の部長 13名 47,320 株
(6) その他の	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

### 2. 処分の目的及び理由

当社は、2022年11月14日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）、取締役を兼務しない執行役員及び部長（以下、対象取締役と併せて「対象取締役等」と総称します。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、新たに譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しました。また、2022年12月22日開催の第49期定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、対象取締役に対して年額70百万円以内の金銭債権を支給し、年140千株以内の当社普通株式を発行又は処分すること、並びに譲渡制限付株式の譲渡制限期間を、対象取締役が当社との間で締結する譲渡制限付株式割当契約により当社の普通株式の割当てを受けた日より、当社又は当子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間（ただし、当該退任又は退職した直後の時点が、当社普通株式の割当てを受けることとなる日の属する事業年度経過後3か月を経過した日よりも前の時点である場合には、譲渡制限期間の終期について合理的な範囲で調整することができます。）とすること等につき、ご承認をいただいております。

今回は、報酬委員会への諮問を経たうえで、本制度の目的、当社の業況、各対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、金銭債権合計45,493,864円（以下「本金錢債権」といいます。）、普通株式110,422株を付与することいたしました。

本自己株式処分においては、対象取締役等 25 名が当社に対する本金錢債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について処分を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と対象取締役等との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記 3. のとおりです。

### 3. 本割当契約の概要

#### (1) 謙渡制限期間

2024年2月9日から当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、顧問、相談役又は使用人その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任又は退職した直後の時点までの間

#### (2) 謙渡制限の解除条件

対象取締役等が職務執行開始日からその後最初に到来する定時株主総会の終結時点の直前時までの期間（ただし、対象取締役等が取締役を兼務しない執行役員又は部長の場合には、本割当決議日の属する事業年度の開始日から当該事業年度の末日までの期間と読み替える。以下同じとし、「本役務提供期間」という。）中、継続して、当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、顧問、相談役又は使用人その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

#### (3) 本役務提供期間中に、対象取締役等が任期満了又は定年その他の正当な事由により上記（1）で定める地位のいずれの地位をも退任又は退職した場合の取扱い

##### ① 謙渡制限の解除時期

対象取締役等の退任又は退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

##### ② 謙渡制限の解除対象となる株式数

本割当決議日（ただし、対象取締役等が取締役を兼務しない執行役員又は部長の場合には、本割当決議日の属する事業年度の開始日と読み替える。以下同じとする。）を含む月から対象取締役等の退任又は退職の日を含む月までの月数を12で除した数を、当該退任又は退職をした時点において保有する本割当株式の数に乘じた数の株式数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）とする。

#### (4) 当社による無償取得

対象取締役等が、譲渡制限期間中に法令違反行為を行った場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当該時点において保有する本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。また、当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記（3）で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。

#### (5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本割当決議日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数を、当該承認時点において保有する本割当株式の数に乘じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）の株式について、当該組織再編等の効力が発生する日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。また、本譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

#### (6) 株式の管理

譲渡制限期間中、本割当株式は、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、対象取締役等が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各専用口座の管理に関して野村證券株式会社との間で契約を締結しており、対象取締役等は、その内容につき同意するものとする。

#### 4. 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

本自己株式処分は、当社の第51期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭債権を出資財産として行われるものであります。処分価額につきましては、恣意性を排除するため、2024年1月9日（本割当決議日の前営業日）の東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値である412円としております。これは合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上